

○武蔵村山市普通財産（榎一丁目市有地）の貸付けに関する要綱

平成27年5月28日訓令（甲）第14号

（趣旨）

第1条 この要綱は、別表に掲げる普通財産（以下「榎一丁目市有地」という。）の暫定的な貸付けについて、武蔵村山市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和47年武蔵村山市条例第41号）及び武蔵村山市公有財産規則（昭和52年武蔵村山市規則第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（貸付期間）

第2条 貸付けは1日を単位として行い、貸付けの期間は契約締結日から1年以内とする。

2 前項の貸付期間は、更新することができる。ただし、当初の貸付けのときから通算して2年を超えることができない。

（貸付けに係る経費）

第3条 武蔵村山市（以下「市」という。）は、榎一丁目市有地の貸付けに際し、いかなる費用も負担しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

（貸付けを受けることができる者等）

第4条 榎一丁目市有地の貸付けを受けることができる者は、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体又は非営利団体その他団体であり、かつ、その使用目的が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものであるものとする。

（1） 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体 公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するもの

（2） 非営利団体その他団体 市民福祉の向上に資すると認められるもの、公益性を有すると認められるもの、地域経済の活性化に資すると認められるものその他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、使用目的又はその内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けを受けることができない。

（1） 実施する事業の目的又は意図が明確でないと認められるもの

- (2) 悪臭、汚染、騒音等により、周辺環境や地域住民の生活環境を損なうおそれのあるもの
- (3) 青少年等に悪影響を及ぼすと認められるもの
- (4) 市の品位を損なうおそれがあると認められるもの
- (5) 第三者への転貸を目的としたもの
- (6) 榎一丁目市有地に容易に除去できない建物又は構造物を設置するもの
- (7) その他、市長が適当でないと認めるもの

(資格要件)

第5条 前条第1項第2号に規定する団体は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 国税又は地方税を滞納している者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体又は貸付けを受けようとする団体の代表者等（役員又は経営に事実上参加している者をいう。）が同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を行う者
- (6) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項各号に掲げる訪問販売、同条第2項に規定する通信販売又は同条第3項に規定する電話勧誘販売を業として営む者。ただし、主として通信販売を業として営む者で、同法第30条に規定する法人の会員であるものを除く。

- (7) 特定商取引に関する法律第33条第1項に規定する連鎖販売業又は同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業を営む者
 - (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者
 - (9) 法律に定めのない医業類似行為を行う者
 - (10) 政治性又は宗教性のある事業を行う者
 - (11) その他、市長が適当でないと認める者
- （添付書類等）

第6条 貸付けを受けようとする者は、規則第25条第1項に規定する普通財産貸付申請書に添えて、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 法人又は団体（法人格を有しない者は代表者）の国税及び地方税の納税証明書（直近1年分のもの）
- (2) 事業提案書（第1号様式）
- (3) 宣誓書（第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第9条第1項に規定する貸付料の特例の適用を受けようとする者は、前項に掲げるもののほか、貸付料の特例に関する調書（第3号様式）を提出しなければならない。

3 申請に要する費用は、申請者の負担とする。

（貸付契約の締結）

第7条 規則第25条第1項及び前条の規定により申請がなされた場合、市長は提出された書類の内容を審査し、貸付けを適当と認めるときは、規則第25条第2項に規定する契約書を作成し、契約を締結するものとする。この場合において、市長は、必要と認める場合は、契約締結の条件を付することができる。

（貸付料）

第8条 貸付料の年額は、榎一丁目市有地に係る当該年度の固定資産税相当額及び都市計画税相当額の合算額に2.7を乗じて得た額に榎一丁目市有地の面積に対する貸付けを受ける面積の割合を乗じて得た額（その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第4条第1項第2号に定める使用目的（市民福祉の向上に資すると認められるもの、公益性を有すると認められるもの及び地域経済

の活性化に資すると認められるものを除く。)により榎一丁目市有地の貸付けを受ける非営利団体その他団体に対する貸付料の年額については、別に定めるところにより前項の貸付料の年額を上回る額を貸付料の年額とすることができる。

3 貸付料は、日割りにより計算するものとし、1,000円未満の端数が出たときは、これを切り捨てるものとする。ただし、貸付期間が1月に満たない場合は、当該日割りにより計算した額（当該額が1,000円に満たないときは、1,000円）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

4 貸付料は、毎月又は市長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、市長は、貸付料の全部又は一部を前納させることができる。

（貸付料の特例）

第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、第6条の規定により提出された書類の内容を審査し、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該各号に定めるところにより貸付料を減額又は免除することができる。

（1） 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき 減額又は免除

（2） 地震、火災、水害等の災害のため使用目的に供し難いと認めるとき 減額又は免除

（3） 前2号に掲げるもののほか、市民又は市が特別の利益を受けることができると認めるとき 減額

2 前項第3号の規定により貸付料を減額しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、あらかじめ議会の議決を得なければならない。

3 第1項第3号の規定による貸付料の減額は、前項の議決のあった日以降の貸付料についてのみ適用するものとし、当該議決の日より前の貸付期間に係る貸付料は、第8条の規定により算出した額とする。

（事業の変更又は中止）

第10条 第7条の規定により契約を締結した相手方（以下「借受者」という。）は、契約内容を変更又は中止しようとするときは、契約内容変更・中止承認申請書（第4号様式）により申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(契約の解除)

第11条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 市が付した条件に違反する行為があったとき。
- (2) 事業の目的を逸脱する行為があったとき。
- (3) 申請の内容に偽りその他不正な行為があったとき。
- (4) 借受者が行う事業に参加する者又は地域住民に対し著しく迷惑を及ぼしたとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 市、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、榎一丁目市有地を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (6) 前条の申請により、使用目的が第4条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、借受者に損害が生じても、市はその賠償の責を負わない。

(原状回復義務)

第12条 借受者は、契約期間が満了したとき又は前条の規定により契約が解除されたときは、自己の負担により、榎一丁目市有地を原状に回復しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

2 借受者は、前項の規定により榎一丁目市有地を現状に回復したときは、直ちに原状回復報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告し、確認を受けなければならない。

- (1) 原状回復後の榎一丁目市有地の写真
- (2) 榎一丁目市有地の貸付けを受けて行った事業の収支報告書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月13日訓令（甲）第5号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月 7 日訓令（甲）第17号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 4 日訓令（甲）第 3 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月22日訓令（甲）第12号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月21日訓令（甲）第10号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の武蔵村山市普通財産（榎一丁目市有地）の貸付けに関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約による榎一丁目市有地の貸付けについて適用し、同日前に締結した契約による榎一丁目市有地の貸付けについては、なお従前の例による。

別表（第 1 条関係）

所在地	地目	面積
東京都武蔵村山市榎一丁目 1 番19及び東京都立川市上砂町六丁目12番20	宅地	36,750.94㎡

事 業 提 案 書

1 申請者

所 在 地	〒
法 人 又 は 団 体 名	
代 表 者 氏 名	
連 絡 先	電子メール： 電 話 番 号：

2 貸付けを受ける土地の面積

面 積	m ²
-----	----------------

3 事業内容

事業計画	
入場料等	
事業運営の 安全対策	
特記事項	

- 注 1 記入欄が不足する場合は、別紙で提出すること。
- 2 貸付けを受ける土地の利用計画図を添付すること。
- 3 第 9 条第 1 項に規定する貸付料の特例の適用を受けようとする者は、この事業提案書と合わせて貸付料の特例に関する調書（第 3 号様式）を提出すること。

年 月 日

宣誓書

武蔵村山市長 殿

申請者

所在地

代表者

連絡先

私は、普通財産（榎一丁目市有地）の貸付申請に際して、下記の事項に該当しないことを宣誓します。

記

- 1 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けている者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体又は貸付けを受けようとする団体の代表者等（役員又は経営に事実上参加している者をいう。）が同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を営む者
- 4 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業を行う者
- 5 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる訪問販売、同条第 2 項に規定する通信販売又は同条第 3 項に規定する電話勧誘販売を業として営む者。ただし、主として通信販売を業として営む者で、同法第 30 条に規定する法人の会員であるものを除く。
- 6 特定商取引に関する法律第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業又は同法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売業を営む者
- 7 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者
- 8 法律に定めのない医業類似行為を行う者
- 9 政治性又は宗教性のある事業を行う者

貸付料の特例に関する調書

申請者	所 在 地	
	法人又は団体名	
	代 表 者 氏 名	
区 分		減 額 ・ 免 除
貸付料の特例の適用を受けようとする具体的理由		第 9 条 第 1 項（第 1 号該当・第 2 号該当・第 3 号該当）

※ この調書には、貸付料の特例の適用を受けようとする具体的理由を証する書類を添付すること。

契約内容変更・中止承認申請書

年 月 日

原状回復報告書

武蔵村山市長 殿

借受者
所在地
代表者氏名
連絡先

年 月 日付記号番号で契約を締結した普通財産（榎一丁目市有地）の貸付けについて、現状回復しましたので報告します。

※ この報告書には、原状回復後の榎一丁目市有地の写真及び榎一丁目市有地の貸付けを受けて行った事業の収支報告書を添付してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）